

一般社団法人日本パラサイクリング連盟  
懲罰規程

第1条(目的)

本規程は、当連盟の理事、職員、強化指定選手、強化スタッフに対して、理事会が科す懲罰及びその適用に関する事項について定める。

第2条 (違反行為)

理事、職員、強化指定選手及び強化スタッフ(以下「選手等」という)は次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わないこと(指示命令違反)
- (2) 本協会の名誉または信用を著しく毀損する行為(名誉毀損行為)
- (3) 身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメントおよび差別等の行為(暴力・暴言・差別)
- (4) 指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為(わいせつ・セクシャルハラスメント)
- (5) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程に反するドーピング違反行為、又は法令で禁止されている薬物の使用や所持(ドーピング・薬物)
- (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理に関与すること(不適切経理)
- (7) 職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しまたは約束すること(不正利益供与)
- (8) 関係法令や本協会の定める諸規程に違反すること(法令・規程違反行為)

第3条(懲罰の種類)

理事、職員、強化指定選手及び強化スタッフ(以下「選手等」という)に対する懲罰の種類は次の各号の通りとし、これらの懲罰を併科することが出来るものとする。

- (1) 戒告 口頭をもって戒める
- (2) けん責 始末書を取り、将来を戒める
- (3) 罰金 一定の金額を当連盟に納付させる
- (4) 没収 取得した不正な利益を剥奪し、当連盟に帰属させる
- (5) 出場停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の上限を付して、公式試合への上限を付して、公式試合への上限を付して、公式試合への出場資格を停止する
- (6) 公的職務の停止・禁止・解任 当連盟における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
- (7) 除名 当連盟から除名する

#### 第4条(調査及び審議の手続き)

理事会は、選手等に第2条の違反行為があった疑いを覚知したときは、調査を行い、懲罰の決定を行う。事案に応じ必要があるときは、コンプライアンス委員会、裁定委員会、監査委員会等の専門委員会を別途組織することもできる。理事会が調査を遂げ、対象者を懲罰しようとするときは、対象者に弁明の機会を与えなければならない。懲罰は理事長名義で行い、懲罰発出の際は、対象者に対し以下の事項を記載した書面をもって通知する。

- (1) 懲罰の対象となった者の氏名
- (2) 懲罰の内容
- (3) 懲罰の対象となる違反行為を構成する事実
- (4) 懲罰の理由
- (5) 本条第5項及び本規程第4条の2に記載する不服申立方法

懲罰を受けた者は、懲罰の当事者への通知後 10 日以内に、理事会に対して申立書及び証拠を提出し、手数料 5 万円を納付して再審査を請求することができる。再審査の手続は、理事会の調査及び審議の手続きに準ずる。再審査申立に対する決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めることは出来ない。

#### 第4条の2(自動応諾)

前条の規定にかかわらず、当連盟が本規定に基づいて行う決定が公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第2条1項に該当する決定で、かつ、決定の対象となった者が第3条2項に規定する「競技者等」に該当する者である場合、当該決定の対象となった者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁申立をすることができる。この場合において、当該紛争は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

#### 第5条(改正)

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### 第6条(施行)

本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 30 日第 4 条の2(自動応諾)を追記。

令和7年 10 月 8 日第4条及び第4条の2を修正。